

## 相模原市立谷口中学校 いじめ防止基本方針

令和4年3月策定

## 1. いじめ防止のための基本理念

いじめはどの学級、どの生徒にも起こり得ることから、生徒が穏やかな気持ちで生活が送れるように、全教職員が共通理解を図り同一歩調のもと、生徒理解に努め、いじめがない学校づくりに取り組んでいく。

## 2. 組織と施策

<p><b>【家庭・地域との連携】</b> 学校の実態を公開すると共に生徒を支える体制を築く。</p> <p>○開かれた学校づくり 授業参観・保護者会・学校へ行こう週間・学校祭などの各行事の公開</p>	<p><b>【校内組織】</b> <b>いじめ防止委員会</b> 開催 月1回 構成員 校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・学年主任 養護教諭・支援学級主任</p> <p><b>いじめ防止推進委員会</b> 開催 週1回 構成員 生徒指導主任・各学年生徒指導係・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー</p>	<p><b>【関係諸機関との連携】</b> 迅速で効果的ないじめ対策を行うために以下の諸機関との連携を強化する。</p> <p>○相模原市教育委員会各課 ○地域小学校 ○神奈川県警少年相談・保護センター ○その他関係諸機関</p>
---	---	---

## 【いじめ未然防止のための取組】

- ①生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ②教育活動を通じ、生徒の自己肯定感・有用感や、いじめに対する認識を高める機会を充実させる。
- ③教育活動を通じ、人権教育、道徳教育の充実をはかる。
- ④いじめ（インターネット等によるいじめも含む）について、職員会議等で積極的に取り上げ、平素から共通理解を深め、生徒・保護者についても周知徹底をはかる。

## 【いじめ早期発見のための取組】

- ①日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- ②各学期に定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

## 【いじめへの対処】

- ①被害生徒を守り通すと共に、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ②教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係諸機関との連携のもとで対応する。

## 3. いじめ未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識にたち、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業改善：一人一人を大切にしたい分かりやすい授業の実施。

教師主導の一方的な授業からの脱却。

②居場所づくり：話し合い活動の充実

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①絆づくり：学校・学年行事、異学年交流

②生徒会活動：自主的な運営、相談箱の設置

- (3) 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育の充実や体験活動などを推進する。
- ①道徳教育の充実：道徳の時間の充実。すべての教育活動の中で道徳的判断力・実践力を育てる。
  - ②人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」意識や姿勢を育てる。
  - ③職場体験
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解をはかると共に、生徒・保護者に対しても周知徹底をはかる。
- ①校内研修：人権研修（8月 日）
  - ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実をはかる。
  - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
  - ④保護者会、学級懇談会における啓発
  - ⑤全校生徒を対象とした情報モラル研修（1月）
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ①PTAとのパトロール実施
  - ②地区民生委員児童委員や保護司との地域懇談会実施
  - ③地区健全育成協議会への参加

#### 4. いじめ早期発見のための取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- ①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子。
  - ②個人ノート、一行日記、教育相談、家庭との連携により把握。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ①いじめアンケートの実施：各学期に1回
  - ②教育相談期間：Ⅰ 5月 6日～ 5月22日  
Ⅱ 9月27日～10月29日
  - ③教育相談強化日 2学期：9月28日～9月30日
- (3) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことのできる体制を整備する。
- ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火・木曜日在校  
TEL 042-741-2285（直通／カウンセラー在校時のみ）  
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053  
ヤングテレホン：042-755-2552
  - ②相談室だよりの発行
  - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡視

#### 5. いじめ対処の取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守るとともに、加害生徒に対していじめをやめるよう指導を行い、再発防止に向けて適切な指導を行う。
- ① 被害生徒を守り通すとともに迅速・正確に情報の把握を行い、被害生徒の心情等にも配慮した上で、関係生徒・保護者への支援・依頼等を適切に行う。
  - ② 再発防止に向けて、いじめに関わった生徒（集団）やその他の生徒に指導・助言を行い、併せて保護者への説明や協力要請を行う。
- (2) 教職員全員での共通理解を図り、保護者・教育委員会及び関係諸機関との連携を図る。
- ① 保護者も含め、日常的に情報の共有化を図り、迅速に対応できる体制を整える。
  - ② 重大・悪質な事例に対しては、教育委員会と連携し対処すると共に、警察等の関係諸機関の協力も得ながら、被害の再発・拡大防止に努める。